

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市道路占用料徴収条例 川崎市道路占用料徴収条例 (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。 (1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。 (2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日から占用終了の日までの日数を乗じて得た額とする。 3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 4 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 5 広告、看板等の面積が占用面積より大なるときは、その面積をもって占用面積とする。 6 第2項から第4項までの規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (占用料の徴収方法) 第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通	○川崎市道路占用料徴収条例 川崎市道路占用料徴収条例 (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。 (1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。 (2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日から占用終了の日までの日数を乗じて得た額とする。 3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 4 占用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。 5 広告、看板等の面積が占用面積より大なるときは、その面積をもって占用面積とする。 6 第2項及び第3項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (占用料の徴収方法) 第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通

改正後	改正前
<p>知書を占用者に交付する。</p> <p>2 占用料は、占用の許可の日から起算して30日以内に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収することができる。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料（前項ただし書に規定する翌年度以降の占用料にあっては、毎年度に徴収するもの）を分割して徴収することができる。</p> <p>4 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>5 占用料の総額が10円に満たないとき <u>（零であるときを除く。）</u> は、10円とする。</p>	<p>知書を占用者に交付する。</p> <p>2 占用料は、占用の許可の日から起算して30日以内に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収することができる。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料（前項ただし書に規定する翌年度以降の占用料にあっては、毎年度に徴収するもの）を分割して徴収することができる。</p> <p>4 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>5 占用料の総額が10円に満たないときは、10円とする。</p>